

第5章 計画の推進

1. 計画の推進

(1) 計画の周知と福祉意識の高揚

地域福祉を推進するためには、本計画の基本理念（ともしつながら、支えあいのあるまち）や3つの基本目標、10の基本施策や取組などについて、町民や地域、関係団体や事業所など計画に関係するすべての人が、ともに理解を深めていくことが必要です。

そのため、本計画の内容や様々な地域活動の状況などについて、広報紙やホームページなど多様な媒体を用いて広く周知を図り、地域福祉に対する意識の高揚に努めることにより、様々な取組につなげ、計画の推進を図ります。

(2) 関係者との連携・協力による計画の推進

本計画は、本町に関わる多様な人々が連携し、それぞれの立場で地域における課題の解決に取り組み、「地域共生社会」の実現による福祉のまちづくりを進めていくための計画です。

地域には多様な福祉ニーズがあり、また、福祉課題は複雑化・複合化しています。これらのニーズや課題に対応するには、行政の力だけで実現するものではなく、町民をはじめ地域や団体、事業者などの様々な関係者の理解・協力が必要です。町は社会福祉協議会等とともに、地域や関係団体、事業所などと連携・協力が図れるよう情報の発信、活動の支援等を行い、計画の推進を図ります。

2. 計画の進捗管理

本計画の推進にあたっては、PDCA サイクル [Plan (計画)、Do (実行)、Check (点検・評価)、Action (見直し・改善)] の理念に基づき、計画の着実な推進を図るとともに、評価と改善を十分に行い、実効性を高めていきます。

本計画においては、基本目標ごとに達成に向けた取組の「指標」を定め、また、基本施策ごとに「進捗管理のための視点」を設定しています。

この指標や視点を基本として、基本施策について進捗状況を評価し、課題については次年度以降の取組内容の改善につなげます。

なお、必要に応じて計画期間の途中であっても計画の見直しを行います。見直した内容は、ホームページ等を活用して公開します。進捗管理は「地域福祉計画推進委員会」で評価しながら進めていきます。

◇PDCAサイクルに基づく計画の推進

